



2022年9月13日

各 位

会社名 株式会社 S Y S ホールディングス
代表者名 代表取締役 鈴木裕紀
会長兼社長
(コード番号：3988 東証スタンダード)
問合せ先 取締役専務執行役員 後藤大祐
管理本部長
(TEL 052-937-0209)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年10月27日開催予定の第9期定時株主総会で承認可決されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同定時株主総会において、定款の一部変更及び役員の変動を付議することと致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことを通じて取締役会の監督・牽制機能の強化を図り、一層のコーポレートガバナンスの充実及び当社グループの持続的な企業価値向上を目指す目的で、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

(2) 移行の時期

2022年10月27日開催予定の第9期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行するものです。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、環境の変化に対応するとともに、迅速な意思決定による機動的な経営展開を図るため、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第25条)
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入が導入されたことに伴い、定款を変更するものであります。(変更案第18条及び附則第2条)

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3)変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年10月27日 (予定)
定款変更の効力発生日 2022年10月27日 (予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事(2022年10月27日付)

(1)取締役(監査等委員である取締役を除く)の候補者

氏名	新役職名	旧役職名
鈴木 裕紀	代表取締役会長兼社長	同左
後藤 大祐	取締役専務執行役員 管理本部長	同左
一柳 泰行	取締役 事業統括推進本部長	同左
玉本 真也	取締役	同左
岩田 則子	社外取締役	(新任)

- (注) 1. 社外取締役である藤井敏夫氏は、2022年10月27日開催予定の第9期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任する予定です。
2. 岩田則子氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。
3. 岩田則子氏の略歴は以下の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴	
岩田 則子 (1959年12月10日)	1982年4月	通商産業省中部通商産業局(現経済産業省中部経済産業局) 入局
	2018年4月	同局 産業部長
	2019年4月	同局 資源エネルギー環境部長
	2020年8月	東海国立大学法人名古屋大学 予防早期医療創成センター 准教授

(2)監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	旧役職名
堀江 克由	取締役 常勤監査等委員	常勤監査役
森戸 尉之	社外取締役 監査等委員	社外監査役
深井 貴伸	社外取締役 監査等委員	社外監査役

- (注) 森戸尉之氏及び、深井貴伸氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第3章 株主総会 第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条 (員数) 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>第20条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (選任方法) <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>第1章 総則 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人 (削除)</p> <p>第3章 株主総会 (削除)</p> <p>第18条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は、11名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第20条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 22 条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>第 24 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 30 条 (員数)</p> <p><u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>第 21 条 (任期)</p> <p>取締役 (監査等委員である取締役を除く) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第 329 条第 3 項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>第 25 条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 31 条 (選任方法)</p> <p>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 32 条 (任期)</p> <p>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 33 条 (常勤の監査役)</p> <p>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第 30 条 (常勤の監査等委員)</p> <p>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</p>
<p>第 34 条 (監査役会の招集通知)</p> <p>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>第 31 条 (監査等委員会の招集通知)</p> <p>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第 35 条 (監査役会の決議方法)</p> <p>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第 32 条 (監査等委員会の決議方法)</p> <p>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>第 36 条 (監査役会の議事録)</p> <p>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第 33 条 (監査等委員会の議事録)</p> <p>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第 37 条 (報酬等)</p> <p>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 38 条 (監査役の実任免除)</p> <p>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第6章 計算 第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 計算 第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第9期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の責任免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p> <p>第2条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>2 本条は、<u>2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上